

事務連絡

令和3年3月3日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び
唾液検体の採取方法について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日改定され、唾液検体の自己採取について、「施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査の場合であって、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解した上で確認すること」とされました。これを踏まえ、高齢者施設の職員等のうち無症状の方に幅広く実施する検査において、当該施設の職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点を別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いするとともに、別添の配布等により、施設等の職員による管理下での唾液検体の自己採取も活用いただき、高齢者施設の職員等に対する幅広い検査を積極的に実施いただきますようお願いいたします。